別記様式第３号　変更後の土地改良事業計画の概要

県営甲畠口地区土地改良事業（区画整理）変更計画概要書

１ 変更計画の内容

項　　目	【 変 更 前 】	【 変 更 後 】	増　　減
地　　域	熊本県熊本市南区畠口町地内	熊本県熊本市南区畠口町地内	
地　　積	水田　85.1 ｈａ 普通畑　0.1 ｈａ その他　9.4 ｈａ 計　94.6 ｈａ	水田　82.4 ｈａ 普通畑　0.4 ｈａ その他　10.7 ｈａ 計　93.5 ｈａ	水田　△ 2.7 ｈａ 普通畑　0.3 ｈａ その他　1.3 ｈａ 計　△ 1.1 ｈａ
主要工事	整地工　82.3 ｈａ 道路工　8,511 ｍ 用水路工　9,502 ｍ 排水路工　4,942 ｍ 暗渠排水工　82.3 ｈａ	整地工　83.2 ｈａ 道路工　8,394 ｍ 用水路工　9,672 ｍ 排水路工　4,978 ｍ 暗渠排水工　83.2 ｈａ	整地工　0.9 ｈａ 道路工　△ 117 ｍ 用水路工　170 ｍ 排水路工　36 ｍ 暗渠排水工　0.9 ｈａ
工事着手及び完了時期	着　手　平成２５年度 完　了　令和４年度	着　手　平成２５年度 完　了　令和９年度	
事　業　費	1,836,400　千円 （うち事務費　87,400　千円　）	2,217,600　千円 （うち事務費　105,600　千円　）	381,200　千円 （うち事務費　18,200　千円）

２ 計画変更を必要とする理由

(1) 施行に係る地域の変更

相続困難等の換地処分困難地（15筆）及び営農意欲の減退（3筆）のため地区除外のほか

字図訂正および地区内外の分筆（22筆）による施行区域の変更を行うもの。

3 変更後の土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

本地区は熊本市の南西部に位置し、２級河川除川と千間江湖川に挟まれた標高0.0m～1.0m程度の低平な水田地帯である。地区の農地基盤は概ね10a～20aと狭く、地区内道路も幅員が2～3mと狭小であるため、農産物や生産資材等の効率的な搬入搬出に支障を来している。水路は用排水路兼用の区間や用水量不足により排水を還元水として利用している箇所も見られる。

本地区では、農業と水産業による多角的な経営が行われている。農業については、水稲が中心で施設園芸の導入は少なく収入は多いとはいえず、水産業は海苔の養殖が主となるが収穫は気候に左右されやすく不安定である。このことから、本地区では農業を主たる収入として安定で効率的な生産を図るため、農業生産基盤の整備に対する意欲が非常に高まっている。

併せて、集落営農を中心として担い手への農地の集積を一体的に行い、甲畠口地区の将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を確立する。

(2) 施行に係る地域の所在、地積及び現況

① 地域の所在

熊本県熊本市南区畠口町地内

②地　積　　単位：ha　　変更後　（変更前）

地目 / 市町村名	現況					計画				
	水田	畑	道水路	その他	計	水田	畑	道水路	その他	計
熊本市	82.4 (85.1)	0.4 (0.1)	9.4 (9.4)	1.3 (－)	93.5 (94.6)	82.5 (82.2)	0.7 (0.1)	10.0 (12.0)	0.3 (0.3)	93.5 (94.6)
計	82.4 (85.1)	0.4 (0.1)	9.4 (9.4)	1.3 (－)	93.5 (94.6)	82.5 (82.2)	0.7 (0.1)	10.0 (12.0)	0.3 (0.3)	93.5 (94.6)

③現　況

1) 地形

本地区は、熊本市の南西部に位置し、二級河川除川と千間江湖川に挟まれた南北に1.2km、東西に1.0km広がる平坦な水田地帯である。なお本地区は旧干拓地で、地形勾配は1／1,000～1／5,000、標高0.2mから1.2mとなっている。

2) 水利状況

ａ 用水状況

地区の一部では用排水の分離がなされ開水路から取水を行っているものの、地区の多くは堰上げやポンプによる取水など、用排水兼用水路から排水を循環利用してのかんがいを行っている。

ｂ 排水状況

排水は、地区内の支線排水路から幹線排水路を流下し、甲畠排水機場前の調整池に一時貯留され、自然排水時には甲畠排水機場から2級河川除川に排水される。その後、除川排水樋門を通り有明海へと流下する。

3) 道路状況

地区内の道路状況は、多くが砂利舗装で路面状況も悪く幅員も2.0m程度であることから、荷痛みが生じやすく農業機械の大型化も阻害されるなど営農に支障をきたしている。

4) 営農状況

ａ 地域農業の概況

営農体系は、水稲から畑作に作付け転換が図られておりキュウリ等の施設野菜や、麦類の作付けが増加傾向にある。農業従事者の高齢化及び他産業への農業従事者の流出により、農業者が減少していたが、最近は集落営農組織を中心とした農地の面的集積が進んでいる。

5) 地域環境の概況

ａ 植　物

受益地を含む周辺地域にはシロツメクサやナズナなどが植生している。

ｂ 動　物

本地区及び周辺地域では、ウグイス、メジロ、クサガメ、ツチカエルなどが確認されている。

ｃ 景　観

本地区は、熊本市の南西部に位置し、旧干拓地で地区内及び周辺には特に大規模な施設や建物は存在せず平坦で広大な水源景観を創出している。

(3) 基本計画

① 要　旨

本地区の農地は、10a～20aの区画が多く、既設の道水路は概ね直線化されているものの、農道の幅員は2.0m程度、水路も用排兼用水路となっており、営農効率化の支障となっている。また、地域の農家の少子高齢化による後継者不足をはじめ地域コミュニティの維持といった農村集落としての存続を含めた危機感からほ場整備への要望が高まっている。

本事業を実施することにより、地区の課題である農業生産性の向上と併せて、集落営農組織への農地集積を推進し、効率的な地域農業の確立を促進する。これにより、地域の農業経営の安定と優良農地の維持保全を図るものである。

② 事業別面積

	【変更前】	【変更後】
地区面積	94.6 ha	93.5 ha
区画整理	82.3 ha	83.2 ha

③ 用水量及び排水量 ：

		【変更前】	【変更後】
用水量	代掻期最大	0.3237 m3/s	0.4060 m3/s
	普通期最大	0.2258 m3/s	0.3047 m3/s
排水量		9.4955 m3/s	9.5123 m3/s

(4) 工事計画

区画整理	【変更前】	【変更後】	増△減
整地工	82.3 ha	83.2 ha	0.9 ha
道路工	8,511 m	8,394 m	△ 117 m
用水路工	9,502 m	9,672 m	170 m
排水路工	4,942 m	4,978 m	36 m
暗渠排水工	82.3 ha	83.2 ha	0.9 ha

(5) 環境との調和への配慮

本地区は熊本市農村環境計画において、環境配慮区域に設定されている。このため事業においては、現況の自然環境を十分に把握し必要に応じて以下の配慮を行う。

・ 生息環境の保護のため、魚巣施設を設置（水生植物の繁殖、魚の餌場、休み場所の確保）。
・ 地上徘徊の昆虫及び動物の水路落下時の対応として、水路内部に適宜脱出用のスロープを設置。

・ 工事期間中、重要種が確認された場合、捕獲・採取し適切に移植を行い環境への影響の軽減を図る。

(6) 換地計画の要領

① 換地計画樹立の必要性

土地改良事業の施行によって農地を大区画化し、集積・集団化を行うことによって生産性の向上を図るために換地計画を必要とする。

② 換地計画樹立の基本方針

1）従前地の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士・測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地積とする。

2）農用地集団化の方法

変更後
（変更前）

区分 / 換地区名	地帯別、ｸﾞﾙｰﾌﾟ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	１戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
全換地区 （全換地区）	集落別集団化 （集落別集団化）	従前地の密集した位置を中心に換地 （従前地の密集した位置を中心に換地）	1～3団地 （1～3団地）	移動畦畔 （移動畦畔）

3）非農用地の換地方針

区分 / 換地区名	種　類	非農用地区域の位置の概略	面積 (m2)	換地の手法	換地取得予定者	その他
全換地区	分家住宅用地	計画図に記載	2,000㎡ (2,000㎡)	異種目換地	個人	
	農業用施設用地	計画図に記載	1,000㎡ (1,000㎡)	異種目換地	個人	
合計			3,000㎡ (3,000㎡)			

4) 清算の方法

比例地積清算方式による。

③ 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

変更後
（変更前）

区分 / 換地区名	機能交換に係る土地				一般国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
道路	－ （ － ）	－ （ － ）	5.2 （ 5.2 ）	5.2 （ 5.2 ）	－ （ － ）	5.2 （ 5.2 ）
水路	－ （ － ）	－ （ － ）	4.1 （ 4.1 ）	4.1 （ 4.1 ）	0.0 （ － ）	4.1 （ 4.1 ）

④ 換地処分の時期に関する特則

地区の全部について区画変更工事が完了し確定測量が行われた時は、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書の規定に基づき、換地処分を行うことができる。

(7) 費用の概算

変更後
（変更前）

区分 / 事業名		区画整理（千円）	備考
区画整理	主要工事費	1,855,350 （ 1,506,000 ）	
	測量試験費	147,057 （ 95,000 ）	
	用地補償費	29,431 （ 72,000 ）	
	工事雑費	－ （ －）	
	換地費	80,162 （ 76,000 ）	
	小計	2,112,000 （ 1,749,000 ）	
地方事務費		105,600 （ 87,400 ）	
合計		2,217,600 （ 1,836,400 ）	

変更後
（変更前）

(8) 事業の効果

区分 ＼ 項目		年総効果(便益)額（千円）	年増加農業所得額（千円）
食料の安定供給の確保に関する効果	作物生産効果	74,791 (144,348)	59,422 (36,964)
	営農経費節減効果	62,239 (42,411)	65,619 (55,878)
	維持管理費節減効果	-9,278 (-14,265)	5,763 (4,958)
農業の持続的発展に関する効果	耕作放棄地防止効果	2,045 (1,566)	0 (0)
農村の振興に関する効果	地積確定効果	677 (686)	0 (0)
その他効果	国産農産物安定供給効果	18,992 (23,506)	0 (0)
計		149,466 (198,252)	130,804 (97,800)
総費用（現在価値化） 総事業費		3,476,783 (3,321,334)	 ( )
総便益額（現在価値化） 妥当投資額		3,826,697 (4,768,577)	 ( )
総費用総便益比 投資効率		1.10 (1.43)	 ( )

(9) 事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、その旨及びその理由

該当なし

(10) 他事業との関係

甲畠口地区県営土地改良事業(農業用排水施設)

(11) 計画概要図

別紙添付